

医療費適正化計画の見直しについて

資料2

概要

- 各都道府県が、国の基本方針に則し、医療費適正化を推進する計画を5年ごとに策定
- ※現行計画（H20～24）はH20.3に策定したため、次期計画（H25～29）をH25.3までに策定
- 住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により、医療費の伸びの抑制を図る。

記載事項

○必須的記載事項

- ・「計画期間における医療に要する費用の見直しに関する事項」

○任意的記載事項

- ・「住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項」
 - ・「医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項」
 - ・「目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項」 等
- 任意的記載事項の目標に関して、国の基本方針では「おおむね」以下の事項について目標を定めることとされた。

【住民の健康の保持の推進に関する目標】

- ①特定健康診査の実施率、②特定保健指導の実施率、③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率、④たばこ対策（新規）

【医療の効率的な提供の推進に関する目標】

- ①医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮、②後発医薬品の使用促進（新規）

※現行計画における療養病床の病床数の削減に関する目標は、療養病床から介護保険施設等への転換が進んでいない実態を踏まえ、療養病床の機械的削減は行わないこととし、介護療養型医療施設については、平成29年度まで転換期限が延長されたことから、次期計画の目標から削除された。

医療費適正化の推進に向けた具体的な手順

- ①現状の把握（医療費、平均在院日数、特定健診・特定保健指導等に関する各種統計及び国から提供されるデータをもとに現状を把握）
- ②課題の抽出（現状から見えてくる課題を抽出）
- ③目標の設定（課題を解決するための数値目標、施策目標を設定）
- ④施策の展開（目標の達成に向けた取り組み、施策を策定）

見直しの方向性

○医療に要する費用の見直し以外の特定健診・保健指導の実施目標や平均在院日数の短縮に関する目標等は任意的記載事項となったが、県の現行計画はこれらも記載していることから、次期計画においても引き続き記載する。

○課題、目標、施策は、次期計画策定中の「地域保健医療計画」や「健やか山梨21」、H24年3月策定の「健康長寿やまなしプラン」と整合した記載内容とする。

スケジュール

H24. 9. 28	[国]医療費適正化基本方針の告示
H24. 10月以降	[国]特定健診・保健指導実施状況、レポート情報等データ及び医療費推計ツールの提供
H24. 10. 17	医療審議会（見直しの方向性）
H24. 12月	新計画（案）の策定
H25. 1～2月	パブリックコメント、市町村等意見照会
H25. 3月	医療審議会（諮問、答申） → 新計画の決定